

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上伊草坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字横沼字前原方二二四番 一地先から同市大字青木字番匠五 九三番六地先まで		区 間
一 二 ・ 二 三 〜 四 六 ・ 六 一	一 二 ・ 二 三 〜 一 三 ・ 六 五	敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )
二 二 六 ・ 五 〇		延 長  ( メ ー ト ル )
首都圏中央連絡自動車道整備に係 る移管		備 考